

合衆国南部ジョージア州におけるユダヤ人攻撃の展開 — 1913—15年のレオ・フランク事件に関する研究 —

佐藤 唯行

はじめに

第二次大戦後において漸く始まる合衆国内を対象とする反ユダヤ主義の歴史的研究に先鞭をつけた所謂コンセンサス学派の移民史研究者 Oscar Handlin⁽¹⁾は、合衆国国民の基本的同質性を強調せんとする勝れて保守的な立場に立ち、合衆国内の反ユダヤ主義に関して、その質、量の両面において過少な評価を下していった。彼は合衆国の環境の中にはヨーロッパ大陸と異なり、反ユダヤ主義を受けつけない特別な免疫が備わっていると見做す「アメリカ例外論」を提示してきた⁽²⁾。その後、今日に至る迄、既存のユダヤ人史研究者の側から、この「例外論」に代わるべき反ユダヤ主義像を積極的に提示する試みはなされていない。

しかし、近年における若干の個別実証研究の進展と共に、世紀転換期の北部大都市において、同時代のドイツ、中欧にも比肩すべきドラスチックなユダヤ人攻撃⁽³⁾の発生を示す事例が明らかにされ始めている。今、これらの成果に依拠しつつ世紀転換期の北部大都市におけるユダヤ人攻撃の特質を要約すれば、攻撃の推進主体はキリスト教徒のヨーロッパ系移民労働者層から成り、彼等をユダヤ人攻撃に狩り立てた要因として、大都市スラムにおける狭隘な居住空間と雇傭をめぐる現実的な競合関係が指摘出来る⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

一方、同時期の南部を対象とした反ユダヤ主義の歴史的研究は筆者の知るところ現在の合衆国の歴史学界においても殆ど未開拓な状況と言える⁽⁶⁾。筆者は上述の「例外論」に対して批判的再検討を求める立場から、合衆国内の反ユダヤ主義に関する歴史的全体像を構築して行く事を長期的な研究課題とするが、その為の具体的作業過程として、今後、各セクション毎に研究対象を設定し、反ユダヤ主義の地域的特質を明らかにして行く予定である。

取り分け、かの国においても史料の掘り起こし作業さえ充分になされていない南部を対象とした研究こそが急務であると思われる。それ故、筆者は同時期(7)の南部におけるユダヤ人攻撃の潮流の頂点をなすと考えられるレオ・フランク事件(以下本事件と略記)を事例研究として本稿で取り上げる。

今、本事件に関する研究史を繙けば、本事件の渦中に出版された C. P. Connolly, *Truth about the Leo Frank Case*, N. Y., 1914 以後、1950年代の C & L. Samuels, *Night Fell on Georgia*, N. Y., 1956 に至る一連の研究は本事件の本質規定的要因が反ユダヤ主義である事を認識しながらも、究明すべき主要課題をフランクの冤罪を晴らすという実践の問題に限定し、法廷に提出された証拠類の検証をめぐる論議に略終始するものであった。

一方、1960年代に刊行された H. Golden, L. Dinnerstein による最新の研究(8)は本事件を歴史学、社会学、心理学の枠組の中で捉えようと試みている。しかし、両者はフランク個人に対するリンチに問題関心の比重を置いた為、リンチの前後にジョージア州内に展開した広汎なユダヤ人攻撃の具体像とその推進主体たる暴徒の社会的基盤を実証的に究明して行こうとする視点が基本的に欠落している。本稿では両者が残したこの点に関する究明を実証的研究課題とする。第二に、若干の先行研究が示唆して来たユダヤ人攻撃の原因考察を再検討し、彼等が依拠する事の無かった新たな史料を踏まえた上で、より系統的な原因考察として整理し直す作業を行なう。本稿における以上の作業は、合衆国南部におけるユダヤ人攻撃のメカニズムとその推進主体の社会的基盤を今後において解明して行く上で重要な一階梯となるであろう。

(注)

- (1) 本稿で反ユダヤ主義という用語を使用する場合、「ユダヤ人がユダヤ人であるが故に受ける抑圧の全形態」の意味で使用。尚、ユダヤ人という呼称はユダヤ教徒の意味で使用。
- (2) Cf. O. Handlin, *Drangers in Discord: Origin of Anti-Semitism in the United States*, N. Y., 1948, pp. 7f; "How U. S. Anti-Semitism really began," *Commentary*, Vol. 11, 1951, p. 541.
- (3) 本稿でユダヤ人攻撃という用語を使用する場合、物理的暴力行使を伴う反ユダヤ主義の諸形態の意味で用いる。
- (4) 例えば、1890年代の Detroit ではアイルランド系、ポーランド系の移民, R. A. Rokaway, "Anti-Semitism in American City: Detroit, 1850-1914",

- American Jewish Historical Quarterly* (以下 *AJHQ* と略記), Vol. 64, 1974, pp. 47, 50. 1902年のNew Yorkではアイルランド系移民労働者が、ユダヤ人攻撃の主体を形成した。A. Karp, *Golden Door to America: American Jewish Immigrant Experience*, N. Y., 1976, p. 192.
- (5) J. Higham, *Send these to me: Jews and Other Immigrants in Urban America*, N. Y., 1975, pp. 132f. 北部大都市では東欧系ユダヤ人移民の多くが既存の工場労働者市場に進出した為、雇傭をめぐる競合は深刻化し、ヨーロッパ系の非ユダヤ人移民労働者によるユダヤ人攻撃が惹起された。R. A. Rokawayの研究によれば、北部大都市でユダヤ人攻撃が最も激化したのは東欧系ユダヤ人移民の増大する1890年代以後の事であり、就中、雇傭が最も悪化した1893-4年の恐慌時においてであった。R. A. Rokaway, op. cit., pp. 49f.
- (6) 例えば、合衆国ユダヤ人史に関する最新の文献目録 ed. by. J. S. Gurock, *American Jewish History: Bibliographical Guide*, N. Y., 1983 の中においても、南部に地域を限定した反ユダヤ主義研究の単行書は本事件関係の数点を除けば、皆無である。
- (7) 南部諸州におけるユダヤ人攻撃の事例としては1880-90年代のネイティブ白人小農民層による組織的なユダヤ人商人攻撃、1920年代前半の第二次クランを推進主体とするユダヤ人攻撃の事例が、これ迄確認されている。Cf. W. F. Holmes, "Whitcapping: Anti-Semitism in the Populist Era," *AJHQ* Vol. 63, 1974, pp. 244-62; S. J. Whitfield, "Jew and Other Southerner," in N. M. Kaganoff ed. *Turn to the South: Essays on Southern Jewry*, Charlottesville, 1979, p. 83; J. Higham, *Strangers in the Land*, N. Y., 1981, p. 92; Y. Hilewitz, "Ku Klux Klan and Jews, 1921-25," A Master Project submitted to the Faculty of the Bernard Revel Graduate School, 1972.
- (8) H. Golden, *A Little Girl Is Dead*, Cleveland, 1965; L. Dinnerstein, *The Leo Frank Case*, N. Y., 1968.

I Mary Phagan 殺害事件からレオ・フランク事件へ

本事件は1913年4月27日、アトランタ市(以下A市と略記)のNational Pencil Companyの工場地下室から白人少女の暴行死体が発見された事に端を発する。かかる地方的な一刑事事件を契機として、合衆国史上において最も過激なユダヤ人攻撃のひとつが始動展開していったのは一体何故であろうか、この疑問を解明して行く為の手掛りの一端は、本事件の被害者Mary Phaganと「加害者」レオ・フランクが所属した社会的地位の中に求める事が可能である。当時、年齢14歳のMary PhaganはA市北隣のCobb郡Mariettaで貧しい借地農の娘として生まれた。負債の為、離農し、A市に流入して綿紡績工となった実父の病死後、彼女は別の綿紡績工と再婚した実母と共に、A市の工場労働

者集住地区に居住し、事件の13ヶ月前から、家計を助ける為に National Pencil Company へ女工として勤務していた。⁽¹⁾

彼女はその「美貌と明朗さ」の故に、コミュニティー内でも「評判の人気者」であり、所属する南部バプテスト派の教会芝居で「眠れる森の美女」の大役を与えられた程であった。⁽²⁾ 共同墓地の埋葬記録によれば、Phagan 家は旧南部期より Marietta に居住する所謂スコッチ・アイリッシュ系のネイティブ白人であり、⁽³⁾ 同地には当時多数の親族団が居住していた。

彼女は Upper Piedmont の農村地帯から A 市に流入し、当時、A 市において、その人口を急増させつつあった農民的出自を色濃く残したネイティブ白人労働者層の単なる一構成部分ではなく、彼等をして「苦境にある自分達の象徴」と呼ばしめるに足る殆ど全ての要素と共通体験 (Ethnic Background, 宗派, 職業, 離農して A 市に流入した一家の軌跡, 苛酷な工場労働による実父の病死と貧困等) を具備していた。それ故、彼等は彼女の殺害を単なる一隣人の受難としてではなく、自らに加えられた現下の抑圧の象徴として受け止める事が可能であった。⁽⁴⁾

一方、逮捕当時、29歳のフランクはドイツ系ユダヤ人の二世として New York 市で少年時代を過ごし、⁽⁵⁾ 名門コーネル大学を卒業した。1908年8月、彼は伯父が代表取締役を務める鉛筆製造会社 National Pencil Company の工場支配人に就任する為、A 市に來住する。1910年11月、彼は洗剤製造業社主で、A 市ドイツ系ユダヤ人社会の名門 Selig 家の娘と結婚する。⁽⁶⁾

名門と縁組を結んだ青年実業家として、彼は A 市ユダヤ人社会内における威信を迅速に確立していった。1913年3月、彼は A 市ユダヤ人社会内の対外的防衛機関 B'nai B'rith の会長職に選出された。同機関は当時 A 市で頻発化して来た大衆演劇、ジャーナリズム等における悪辣なユダヤ人誹謗を監視し、反ユダヤ主義的ステレオタイプの表明に対する抗議をその主要課題としていた。逮捕当時のフランクの立場は、昂揚しつつある A 市内の反ユダヤ主義に対抗してユダヤ人社会を防衛する擁護者に他ならなかった。⁽⁷⁾ スクの如く、彼の社会的位置を瞥見するならば、その構成要素の殆ど全てが、A 市ネイティブ白人労働者層の反感を呼び覚ます性格のものであった事が判る。即ち彼は北部出身者、大学卒業生、工場支配人であり、⁽⁸⁾ 何よりもユダヤ人であった。

本節冒頭に提示した疑問を解明する為の今ひとつの手掛りは、フランクに対

する裁判の帰趨を制したA市内の四つの勢力（警察、検察、新聞、群衆）の欲求の中に求める事が出来る。この四者は法廷においてフランクを有罪に追い込み、後に始動するユダヤ人攻撃の橋頭堡を築く役割を果たしていった。次にこの四者の行動と、かかる行動をとらしめた背景を個別に検討する。

当時合衆国内の全警察署の中で、一署当り最も広大な管轄区域を有したA市警は、急速な都市化に伴う都市型犯罪の激増に対して失策を重ね、市民の間に市警に対する不満を募らせていった。今回の殺人事件は、その被害者がネイティブ白人の“*Our Folks*”であった為、市警にとり、是非とも解決せねばならぬ課題となった。⁽⁹⁾本事件のA市ネイティブ白人労働者層に与えた反響が甚大であった事から、市長は当該事件の帰趨が自己の政治生命にも多大な影響を及ぼしうるものと判断し、市警署長に対して、事件の即事解決に失敗した場合は免職により責めを負わせる旨を通告していた。⁽¹⁰⁾かかる状況の中で、市警はMary Phaganの死体発見の僅か二日後に、単なる状況証拠のみに基づいてフランクを逮捕し、その後は彼を有罪に追い込む為に積極的な工作を展開する。⁽¹¹⁾5月24日、市警はNational Pencil Companyの黒人掃除夫、J. Conleyに圧力を加え、決定的な証言を彼から引き出した。それは「フランクがMary Phaganを殺害し、自分は白人、上司であるフランクに命ぜられて死体を工場地下室に搬入した。」という内容であった。

しかし、真相はConleyこそ殺害の真犯人であり、彼は上述の偽証を条件に、市警から免罪を保証されていたのである。⁽¹²⁾

検察側の最高責任者H. M. Dorseyは1910年以後、Fulton郡法廷の首席検事の職にあった。

彼は在任中担当した二つの主要な殺人事件において、有罪判決を勝ち取る事に失敗し、選挙民（その85%はA市民）の支持を急速に失ないつつあった。今回の事件は彼にとり、再任を目指しての起死回生をはかる千載一遇の好機となった。⁽¹³⁾彼は既に4月30日の段階でMary Phagan殺害事件の持つ重要性を見抜いており、自身の手でフランクを有罪に追い込む事が出来れば、州政の最高職にさえ選任されうる可能性を確信していた。⁽¹⁴⁾実際、彼はフランクに対する裁判で有罪を勝ち得た首席検事として、一躍、ジョージア州内で比類無い名声を獲得し、1916年の知事選において圧勝した。更に1918年には再選を果し、本事件に対する州民のパッションが冷却する迄、その政治生命を維持する事が出

(15) 来た。フランクに対する裁判において、最初に反ユダヤ主義を導入したのは彼であり、その時期は第一審弁論においてであった。この時、彼は、かつて世論の注目を浴びたユダヤ人による犯罪の諸例を引用し、「ユダヤ人の犯罪性」を陪審員に印象づけ、フランクがユダヤ人であるが故に善性が稀薄であるという主張を展開した。⁽¹⁶⁾

Dorsey はA市ネイティブ白人労働者層の欲求を充足する代弁者としての役割を果し、彼等の欲求と自己の個人的利害を一致させる事に成功していった。⁽¹⁷⁾

1913年のA市には三つの日刊紙、即ち、*Georgian, Constitution, Journal* が激しい競争を展開していた。1912年4月にイエロージャーナリズムの大御所、William R. Hearst により買収された *Georgian* 紙は三紙中最も新興で、経営に対する強い危機意識を抱いていた為、本事件の持つ News Value に即座に着目していった。⁽¹⁸⁾ 4月29日の同紙はフランクを犯人として断定し、彼の性的変質性を読者に印象づける捏造記事を氾濫させていった。⁽¹⁹⁾ 同紙編集部の本事件に対する基本的報道方針は販売部数増大を達成する為にセンセーショナリズムを駆使する露骨な商業主義に他ならなかった。同紙によるフランク攻撃の論調が激化するにつれて、その発行部数が急増するという相関関係が看做される。⁽²⁰⁾ 1912年2月の同紙の発行部数は38000部であった。しかし、本事件に対する報道の開始と共に60000部に急増し、フランクが有罪判決を受けた1913年8月末の時点では135000部に達した。⁽²¹⁾ この数字は、これ迄の南部における全日刊紙発行史上の最高記録であった。1表の如く、本事件に対する報道の結果、1913年度と同紙の年平均発行部数はA市の全日刊紙中の首位に踊り出ている。一方、*Constitution* 紙は、その社主が検事 Dorsey の政治的後援者であり、更に市警当局

1表 アトランタ市における日刊三新聞の平均発行部数

	1912年	1913年
<i>Constitution</i>	41,405	42,405
<i>Georgian</i>	38,000	60,000
<i>Journal</i>	52,000	54,000

L. Dinnerstein, *The Leo Frank Case*, N. Y., 1968, p.183. より作成

とも強い人的結びつきを有した関係上、⁽²²⁾ 検察、警察の見解を無批判に受容する傾向を有した。1913年における *Georgian* 紙、*Constitution* 紙の平均発行部数の合計は、A市の全日刊紙の平均発行部数の総計の65・5%に相当した⁽²³⁾。両紙による明確な反フランクキャンペーンがA市内における反フランク世論形成において、如何に大きな役割を果たしたかが理解出来よう。

フランクに対する裁判は1913年7月28日に開廷する。この日、⁽²⁵⁾ 法廷の周囲を数千人の群衆が取り囲んでいた。この時、傍聴席に座したフランクの友人 H. Binder は群衆のユダヤ人憎悪の感情を次の如く回想した。「群衆は法廷の周りを囲み、圧力を加えていた。窓の外には銃を構えた男達が立ち並び、その幾人かは判事、陪審員を狙っていた。群衆は幾度となく『ユダヤ人を絞らせ』と叫んだ。」⁽²⁶⁾ ユダヤ人憎悪の感情を表明し始めた人々は法廷を囲む群衆に限らなかった。A市在住のユダヤ人 David Davis の回想録によれば、当時、A市の中心街の彼方此方では多くの群衆が蝟集し、「我等は北部から来たユダヤ人を殺さん」という歌詞を合唱していた。⁽²⁷⁾ 同年8月23日、陪審員団が有罪評決を下すや、法廷を囲む約2000人の群衆から期せずして耳を聳せんばかりの歓声が湧き起こった。この後、A市の中心街では評決を祝う為に職場を放棄した白人達の乱舞が始まり、宛ら“Roman Holiday”の様相を呈していった。⁽²⁸⁾ 評決直後のA市で出版された某文獻は有罪評決を熱狂的に支持した群衆が白人労働者層（A市の場合、その殆ど全てはネイティブ白人である。）から構成されていた事を伝えている。⁽²⁹⁾ 彼等の欲求は当時のA市において、市政、司法の当局に極めて強い影響力を行使する事が可能であった。何故なら、彼等の組織団体たる労組は、当時その勢力結集に成功し、商工企業家、銀行家の擁立した対立候補を打破し、自らの代表 J. G. Woodward（彼自身も印刷工労組の出身である。）を市長に当選させ、更にA市内の全市議選挙区の三分の二を政治的支配下に収めていたからである。⁽³⁰⁾ かかる状況の中で、公選制の判事が、彼等の欲求を無視する事は困難な事であった。判事 L. S. Roan は8月24日にフランクを有罪（死刑）とする判決を下した。⁽³¹⁾ ユダヤ人攻撃の橋頭堡を築く準備期といえるこの段階において、フランク個人とユダヤ人一般に対して強い憎悪を向け始めたA市の群衆の行動は所謂 Crowd Reaction に留まるものであり、群衆を組織し、暴徒となす強力なリーダーシップは未だ出現していなかった。⁽³²⁾ このリーダーシップについては次節で考察する。

(注)

- (1) *Atlanta Constitution* (以下 AC と略記), Feb. 27, 1978. p. 13A ; *Atlanta Journal* (以下 AJ と略記), Sept. 2, 1913 ; H. Golden, *The Right Time : An Autobiography*, N. Y., 1969, p. 39.
- (2) *Atlanta Journal and Constitution*, Dec. 13, 1953. p. 14B ; A. G. Hays, *Trial by Prejudice*, N. Y., 1970, p. 298.
- (3) S.B.G. Temple, *First Hundred Years : A Short History of Cobb County*, Atlanta, 1980, pp. 640f. 当時, 南部の Upper Piedmont 地帯の白人住民の大半はスコッチ・アイリッシュ系, アングロサクソン系の古い出自のネイティブで占められていた。
- (4) Cf. W. Rogers, "A Comparison of the Coverage of the Leo Frank Case", M.A. Thesis, Univ of Georgia., 1950, p. 21 ; *Nashville Tennessean*, March. 7, 1982. p. 2.
- (5) ed by. J. D. Lawson, *American State Trials*, Vol. 10, St. Louis, 1918, p. 224.
- (6) *Brief of Evidence in Trial of Plaintiff in Error Leo M Frank indicted for Murder, in the Supreme Court of Georgia, Fall Term 1913*, Atlanta, 1913, pp. 174f.
- (7) L. Ianniello, "Trial by Prejudice", *Jewish Digest*, Vol. 8, 1963, pp. 77 ; D. D. Moore, *B'nai B'rith and Challenge of Ethnic Leadership*, Albany, 1981, p. 107. 本事件以前のA市における反ユダヤ主義の諸形態とその形成メカニズムに関する考察としては別稿「アトランタにおけるユダヤ人社会の発展と反ユダヤ主義の形成」を『西洋史学』第140号に刊行を予定中である。
- (8) Cf. Alton D. Jones to Leonard Dinnerstein, May. 21, 1964. TS. American Jewish Archives (以下 AJA と略記), Box # 2827.
- (9) *Mobile Tribune*, March. 21, 1914. p. 7 ; L. Dinnerstein, "A Dreyfus Affair in Georgia", in L. Dinnerstein ed., *Anti-Semitism in the United States*, N. Y., 1971, p. 90.
- (10) C. P. Connolly, "The Frank Case", *Colliers Magazine*, Dec. 26, 1914. p. 18.
- (11) *New York Times* (以下 NY Times と略記) March. 5, 1914 ; C. C. Moseley, "Politics, Prejudice and Perjury : the Case of Leo M. Frank, 1913-15", Unpublished seminar paper, Department of History, Univ of Georgia., 1965, p. 5 ; L. Dinnerstein, *Leo Frank*, pp. 4f.
- (12) *Brief and Argument for Plaintiff in Error Leo Frank vs State of Georgia, in the Supreme Court of Georgia, Oct Term 1913*, Atlanta, 1913, pp. 63-79. 82-86. Conleyの担当弁護士はConley自身より, Mary Phagan 殺害の真犯人は自分であるとの告白を受けたが, 強い社会的圧力の故に, この事実を公表出来なかった。M. F. Goldstein to I. M. Engel, Aug. 12, 1963. AJA, Box # 2827 ; A. L. Henson, *Confession of Criminal Lawyer*, N. Y., 1959, pp. 64f.

- (13) Savannah *Morning Star*, Aug. 31, 1913 ; G. Snyder, "Leo Frank : an Innocent Man was Lynched", *B'nai B'rith International Jewish Monthly*, Oct. 1982, p. 23 ; ed. by. K. Coleman, *Dictionary of Georgia Biography*, Vol. 1, Athens, 1983, pp. 266f.
- (14) H. Golden, *Lynching of Leo Frank*, London, 1966, p. 50.
- (15) "Why was Frank Lynched ?", *Forum Magazine*, Vol. 56, Dec. 1916, p. 692 ; *NYTimes*, Sept. 14, 1916.
- (16) Anon, *Argument of Hugh M Dorsey: Solicitor General, Atlanta Judicial Circuit of the Trial of Leo M. Frank charged with the Murder of Mary Phagan*, Atlanta, 1914 ?, p. 4.
- (17) Cf. A. Davis, "Effect of Public Opinion on the Leo Frank Case in Atlanta," Honors course in History, More House College., May. 1965. p. 6.
- (18) W. Rogers, op. cit., p. 82 ; Cf. F. Lundberg, *Imperial Hearst: a Social Biography*, N. Y., 1936, p. 219.
- (19) H. Golden, *Lynching*, p. 44.
- (20) C. C. Moseley, "Case of Leo M. Frank, 1913-15", *Georgia Historical Quarterly* (以下 GHQ と略記), Vol. 51, 1967, p. 43.
- (21) H. Asbury, "Hearst comes to Atlanta," *American Mercury*, Vol. 7, No. 25, 1926, pp. 87f ; Nashville *Tennessean*, March. 7, 1982, p. 10.
- (22) D. Roberts, "Anti-Semitism and the Leo M. Frank Case," Unpublished essay in the files of the Anti-Defamation League., n. d, pp. 6. 9. 一方, 編集幹部の一員としてユダヤ人を擁する *Journal* 紙の報道は相対的に客観性を有していた。J. M. Wall, "Anti-Semitism and Sinai Withdrawal," *Christian Century*, May. 12, 1982, p. 555.
- (23) Cf. L. Dinnerstein, *Leo Frank*, p. 183.
- (24) フランクに対する第一審裁判期間中に, A市の某日刊紙が行なった世論調査の結果は, サンプルとなったA市民の約8割がフランクの絞首を望んだ事を示す。F. X. Bush, *Guilty or not Guilty*, London, 1957, p. 32.
- (25) "Prosecution of Leo M. Frank," *Frost Magazine: Call of the South*, Vol. 1, No. 5, Aug. 1913, p. 4.
- (26) Louis Marshall to William White, March. 19, 1923. TS. AJA, Box # 1594. Folder No. March. 1923, Paper No. 377 ; Adolf Kraus to Louis Marshall, Sept. 30, 1913, p. 3. TS. AJA, Box # 37 ; A. Train, "Did Leo M. Frank get Justice," *Everybody's Magazine*, Vol. 32, March. 1915, p. 317.
- (27) D. Davis, "The Leo Frank Case," *Israel Today*, Dec. 22, 1978, p. 11 ; "Recollections of Atlanta" *Jewish Currents*, Sept. 1978, p. 17.
- (28) Atlanta *Journal* (以下 AJ と略記), Aug. 25, 1913 ; *Leo M Frank against C. W. Mangum, Sheriff of Fulton County, Ga, in the Supreme Court of the United States, Oct Term 1914*, n. p., n. d, p. 7 ; C. P. Connolly, *Truth about the Leo Frank Case*, N. Y., 1914, p. 20 ; E. R. Murphy, "A Visit with Leo M. Frank," *Rhodes Colossus*, March. 1915, p. 8.

- (29) Anon, *Frank Case: Inside Story of Georgia's Greatest Murder Mystery*, Atlanta, 1913, p. 64.
- (30) Cf. L. Dinnerstein, *Leo Frank*, p. 182. note ③④; T. M. Deaton, "Chamber of Commerce in the Economic and Political Development of Atlanta from 1900 to 1916", *Atlanta Historical Bulletin*, Vol. 19, 1975, p. 26.
- (31) Cf. H. Golden, *Lynching*, pp. 198f.
- (32) W. Cameron, "Anti-Semitism and the Leo Frank Case," M. A. Thesis, Univ of Cincinnati., 1965, p. 143.

II トム・ワトソン——ユダヤ人攻撃のリーダーシップ——

20世紀初頭のジョージア州政では民主党保守派、同革新派、旧人民党勢力、以上の三つの政治勢力が鼎立状態にあった。しかし、1906年以後、旧人民党勢力は保守派と連合提携し、革新派に対して激しく敵対して行く。その契機は革新派の領袖 Hoke Smith による1906年の County Unit System の導入であった。この選挙制度改革は旧人民党勢力の政治的影響力を大幅に弱めるものであった。革新派はみずからの主要な支持基盤である都市中産商工業者層の中で、重要な役割を担うA市ユダヤ人社会の意向を汲み取る必要があった為、同派の代弁紙である *Journal* 紙を通じて、レオ・フランク事件に対しては当初から静観の態度を表明していた。同紙はA市内の反フランク熱狂が次第に鎮静化して行くのを見計らって、1914年3月から明確なフランク再審支持へとその論調を変えていった⁽¹⁾。しかし、同紙の再審支持声明を契機として、それ迄、本事件に対して沈黙を守り続けて来た旧人民党の元大統領候補、トム・ワトソンが本事件に介入し、激烈な反ユダヤキャンペーンを展開して行く⁽²⁾。

その中心主題は「我等の少女が New York から来た邪悪なユダヤ人実業家の為に忌しい死に追いやられた。」「ユダヤ人の殺人者（フランク）の命を救う為に、ユダヤ人金融勢力がジョージア州の法廷の判決を覆さんとする隠謀を企てている。州民は断固これを阻止せねばならぬ」と言うものであった⁽³⁾。

次に我々は彼の介入の背景を探ろう。彼の短期的な政治目的は来る1914年秋の連邦上院議員選における政敵 Hoke Smith の再選阻止にあった。*Journal* 紙の再審支持論調を激しく攻撃する事は、同紙の旧社主で、当時同紙を政治的代弁紙とする Hoke Smith 自身の政治的評判を落しめる上で効果を期待出来たのである⁽⁴⁾。

⁽⁵⁾

一方、彼の長期的な政治目的はポピュリズム運動高揚期における自己の支持層を再結集し、自ら州政に君臨する事であった。彼の意図は見事に成功し、彼は本事件を通じ州内で比類無い名声を回復して行く。1916年の州知事選において、彼は後援するH.M.Dorseyを圧勝させ、“Governors maker”としての影響力を遺憾無く發揮する事が出来た。更に1920年の連邦上院議員選では彼自身が政敵Hoke Smith⁽⁶⁾を決定的に打破して、生涯最高の地位である連邦上院議員に当選した。またワトソン個人の財政目的も無視し難い背景である。彼の所有する週刊紙 *Jeffersonian* と月刊誌 *Watson's Magazine* は1908年以後、煽情的な反カトリックキャンペーンにより、多くのネイティブ白人の心を魅了していった。しかし、マンネリ化の為、1913年迄に売り上げの減少を招き、深刻な財政難に陥っていた。彼は財政難打解の手段としても、反ユダヤキャンペーンを利用したと考えられる。キャンペーン導入以前の1913年前半における *Jeffersonian* の発行部数は30,000部であった。しかし、キャンペーンの絶頂に当る1915年9月⁽⁷⁾には87,000部に迄、増大している。

2表は上述の二時期における同紙の純利益を比較した試算値である。被我的差異が歴然たるものであった事が判る。

2表 *Jeffersonian* 紙の発行経費と純利益

	レオ・フランク事件介入以前 (発行部数 30,000 部)	1915年9月第4週時 (発行部数 87,000 部)
用紙、インク代	\$ 67.50	\$ 196.25
植字、印刷代	\$ 43.00	\$ 105.00
Mailing and Postage	\$ 40.00	\$ 115.00
人件費と雑費	\$ 100.00	\$ 100.00
合計	\$ 250.50	\$ 516.25
販売代金	\$ 300.00*	\$ 1,740.00**
ワトソンの手元に残る 週当りの純利益	\$ 50.00	\$ 1,123.75

Augusta *Chronicle*, Sept. 13, 1915. American Jewish Archives, Box #2825 より作成。

尚、表中の数字に関しては原史料をそのまま引用した。

*は1部当り¢1、**は1部当り¢2で販売された。

ワトソンの介入は、その後のユダヤ人攻撃の展開において、如何なる意義を有していたのか、次に検討しよう。第一に彼の介入は従来、烏合の衆にすぎなかった群衆を指導し、組織的なユダヤ人攻撃を始動する為の強力なリーダーシップの出現を意味した。上述の定期刊行物を主要媒体とする反ユダヤキャンペーンの開始は、これ迄、具体的なプログラムを持たなかったA市の群衆をワトソンとその配下の指導に従う暴徒として組織化する事を可能ならしめたのである。⁽⁸⁾

第二の意義は暴力行使の開始である。彼の介入以前において、群衆は自然発生的な威嚇デモを行なう事はあっても、ユダヤ人一般やフランク支援者に対して物理的暴力行使を加える事は無かった。しかし、彼の介入以後、暴力的要素が導入される。⁽⁹⁾ その最初の事例は1914年5月1日に Cobb 郡 Mariettaで発生した。この時、彼の影響下にある200人の現地の暴徒は、フランクの弁護団が雇傭した探偵団の車を破壊し、「ユダヤ人に身を売り渡した輩」として探偵団に暴行を加えている。⁽¹⁰⁾

第三の意義はフランクに対する裁判とその判決に対する北部世論による非難からジョージア州を擁護防衛する為の代弁者の擁立と言う点にある。フランク裁判の不公平さを非難し、再審を要求する北部世論は1914年初頭から次第に勢いを増し、北部からの干渉を事の他嫌う同州ネイティブ白人の感情を憤慨させていった。彼等の多くは州外からの干渉、非難を反駁しうる地元からの発言を待望していた。この期待を担い、彼等の代弁者として立ち現われたのがワトソンであった。彼は1913年8月以後、A市における反フランク勢力の中心となったH.M.Dorseyと異なり、州レベルの政治的影響力を有しており、北部世論に対抗して多数のネイティブ白人を結束させる事が可能であった。⁽¹¹⁾

筆者は今迄渉猟した関係一次史料の中から、ワトソンが、ジョージア州内の某支配的集団の意向を介してユダヤ人攻撃を指導していった事を示す形跡を検証する事が出来なかった。

本事件の中には合衆国史上著名な他のフレームアップ事件において頻繁に看做しうる構図、即ち、支配層による被支配層抑圧の手段としての性格を見出す事は出来なかった。本事件におけるユダヤ人攻撃の推進主体は暴徒であり、彼等の欲求を忠実に満たす方向に攻撃運動を導びき得たが欲にこそ、ワトソンはユダヤ人攻撃のリーダーたり得たと考える事が適当であろう。換言すれば、彼

のリーダーシップは飽く迄、暴徒の欲求に従属する位置にあったと言える。次節では、かかる暴徒の社会的基盤とユダヤ人攻撃の具体像を究明して行く。

(注)

- (1) 第一審での有罪判決以後、A市ユダヤ人社会は再審を請求し、法廷闘争によりフランクを救済しようとした。特筆すべきはこの政策において、A市ユダヤ人社会をあげての組織的な公式行動を一切行なわず、ユダヤ人の有力者が個人的立場で隠密裡に同情的ジャーナリズムや非ユダヤ人の有力者に働きかける方針が貫徹された点である。かかる消極的な救援活動しか行ないえなかった理由として、A市ユダヤ人社会が公然とA市ネイティブ白人の偏見と裁判の不公平さを非難すれば、感受性を刺激された彼等はユダヤ人の財力と「民族的結束」が法廷判決に圧力を加えていると見做し、救援活動に強く反発し、結果的にフランク個人とA市ユダヤ人社会の立場を一層不利な位置に追い込む事を憂慮したからである。Cf. J. Cohen, "Leo Frank: An American Dreyfus," *Imprint: Publication of the Brandeis Univ National Women's Committee*, Vol. 2, Fall. 1981, p.7; J. M. Sable, "Some American Jewish Organizational Effort to combat Anti-Semitism, 1906-30", Ph.D.Dissertation, Yeshiva Univ., 1964, p. 193.
- (2) *AJ*, March. 10, 1914; H. Golden, *Little Girl*, p. 218.
- (3) H. Steed, *Georgia: Unfinished State*, N. Y., 1942, p. 239.
- (4) Cf. *Jeffersonian*, Vol. 2, No. 15, Apr. 9, 1914, pp. 1. 6. 8.
- (5) Cf. C. V. Woodward, *Tom Watson: Agrarian Rebel*, N. Y., 1963, p. 437; L. T. Griffith, *Georgia Journalism 1763-1950*, Athens, 1951, pp. 138f. ワトソンのキャンペーンの開始と共に、*Journal*紙の販売部数は15%も低下し、1914年6月以後、同紙は本事件に対して沈黙を余儀無くされる。*Forum Magazine*, Vol. 56, Dec. 1916, p. 688.
- (6) C. C. Moseley, "Case of Leo Frank," pp. 50. 58; Cf. *NY Times*, Sept. 13, 1915. p. 3. ワトソンの支持者層には南部バプテスト派に属するネイティブ白人勤労者層が多かったと推測される。Cf. *Augusta Chronicle*, Sept. 15, 1915. p. 4; E. Bell, *The Augusta Chronicle: Indomitable Voice of Dixie 1785-1960*, Athens, 1960, p. 148.
- (7) *Augusta Chronicle*, Sept. 12, 1915; *NY Times*, Sept. 13, 1915. p. 3; L. L. Knight, *Standard History of Georgia and Georgian*, Vol. 2, Atlanta, 1917, p. 1190.
- (8) W. Cameron, op. cit., p. 162; Cf. F. Shay, *Judge Lynch*, NJ, 1969, p. 154.
- (9) D. Robert, op. cit., p. 13.
- (10) H. J. Haas to A. D. Lasker, May. 2, 1914. TS. AJA, Box # 2824; M. H. Smith to Jacob Schiff, Nov. 27, 1914, p. 2. TS. AJA, Box # 440, Jacob

Schiff Papers.

(11) Cf. L. Dinnerstein, *Leo Frank*, p. 95.

Ⅲ ユダヤ人攻撃—その具体像と推進主体の社会的基盤—

フランク側弁護団は第一審判決以後、上級法廷に再審請求を繰り返して来た。しかし、その全てが却下されている。1914年11月の連邦最高裁による控訴棄却以後、弁護団側は法廷闘争の継続を断念し、減刑の権限を有するジョージア州知事 John M. Slaton に対して直接、フランクの減刑を請願する戦術上の一大転換を開始した。⁽²⁾ これ以後、半年の間に Slaton の元には減刑を請願するジョージア州民約 10,000 人の署名、それを上まわる数の減刑反対署名が届いた。⁽³⁾ Slaton はワトソンからの脅迫、懐柔に屈する事無く、自己の信念を貫き、処刑予定の前日、1915年6月21日に、フランクを終身刑に減刑する命令を下した。綿密な検証の結果、フランクの無罪を確信していた彼は州民の激昂が鎮静化した後に、フランクを無罪放免とする予定であった。⁽⁵⁾ しかし、この措置に激怒した暴徒達はA市を中心に同年6月21日から8月末迄、広汎なユダヤ人攻撃を展開する。次にその具体像を検証する。

A市では6月21日から暴徒達がユダヤ人の家々に対して市内からの立ち退きを求める脅迫状を送り始めていた。⁽⁶⁾ これに対してユダヤ人社会側では襲撃を回避する為の効果的な避難対策を迅速に実行していった。即ち、同日の昼迄にユダヤ人家庭の多くは、その家屋、店舗の戸締りを終え、同日午後から成人男子は市中心部の四つのホテルに続々と避難を始めた。⁽⁷⁾ 婦女子の多くは汽車に登乗し、州外の親類を頼って長期的な疎開を始めた。

かかる非常事態は同年の初秋迄続き、この間、州外へ疎開したA市とその近隣⁽⁸⁾のユダヤ人の総数は1,500-3,000人に達した。

上述の立ち退き脅迫に先立って、市内では6月から、暴徒達が、ユダヤ人商店の前に立ち開り、不買を呼びかける次の如き内容のビラを通行人に配布していた。「貴方のお金を使う前に、止まれ、そして考えよ、そのお金が知事を買収して殺人鬼を保護する資金となる事を……非ユダヤ系アメリカ人から商品を購入する事が貴方の義務である。」⁽⁹⁾ ボイコット運動が激化するにつれて、相当数のユダヤ人商人家族が生計の資を絶たれ、A市から他の都市へ移転した。⁽¹⁰⁾ ユダヤ人所有の著名企業の撤退も確認出来る。例えば、農耕、建設用具メーカーの

Empire Plow Company はワトソンによる反ユダヤキャンペーン開始以前に、A市郊外に新工場建設用地を購入していた。しかし、ボイコット運動の激化と共に、同社は建設労働者の雇傭すら困難な状況に追い込まれ、結局、オハイオ州への移転を余儀なくされている。この時期、ユダヤ人とその所有する商店、工場に対する襲撃、焼打の事例も新聞史料から確認出来る。その犠牲者はフランク減刑運動の指導者、並びに立ち退きを拒否し居残りを続けた商人達であった。例えば、6月22日の未明、A市中心部にあるユダヤ人 Albert Kaufman 所有の製帽工場が暴徒により焼打され、灰燼に帰した。彼がフランクの親友として、減刑を求めるA市ユダヤ人グループの指導者であった事は遍く知れ渡っていた。⁽¹¹⁾ 22 Lake Avenue に食料品店を構えるユダヤ人 A. E. Freeman は減刑命令発令後も営業を続行していた。彼の店には6月末から多数の脅迫状が届いた。7月24日、白人暴徒達は彼の店に投石を始め、十数発の銃弾を撃ち込んだ。この日、ついに彼は店を放棄する事を余儀なくされた。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

8月25日早朝には79 School Stにあるユダヤ人 A. C. Freeman の店が暴徒により焼打された。市警の調査によれば、近隣の住民達が、最近、彼の立ち退きを求める署名を集めていた事が確認される。⁽¹⁴⁾

上述の如き、A市内におけるユダヤ人攻撃の推進主体となった暴徒の社会的基盤を示す数少ない一次史料として、6月21日夜の暴動に参加して州軍に逮捕された暴徒の一覧表を3表として提示する。彼等の Ethnic Background に関しては姓名から一応推定が可能であるが、新移民系、アイルランド系カトリックに特徴的な姓を有する者は皆無であり、全員がアングロサクソン系、スコッチ・アイリッシュ系と思われる姓を有していた。職業が判明する者17人の内訳は労働者の職種13人、農民2人、その他2人である。また住所が判明する者24人の内訳はA市21人（その大半は労働者層集住地区）、Cobb 郡1人、その他の Upper Piedmont 地帯2人である。⁽¹⁵⁾ 以上の検討から、暴徒の大半がA市内に居住するネイティブ白人労働者層に属した事が判る。一方、4表中の暴徒は乱闘行為で逮捕された3表中の暴徒と異なり、乱闘現場に到着する以前に市警により武装解除された「非先鋭的性格」の暴徒と言える。

彼等の中には中産階層的職種に就く者は4名程いるが、総体としてアングロサクソン系、スコッチ・アイリッシュ系の姓を有するネイティブ白人労働者層が主体をなす傾向は3表と大過あるまい。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

3表 6月21日夜の暴動で州軍に逮捕された暴徒26名の社会的背景

氏名	年齢	住所	職業
C. G. Voyles	23	315 Wiley St, A	板金工
T. R. Voyles	22	" "	" "
Ollie Rudisall	20	267 Formwalt St, "	?
B. C. Peppers	30	" "	" "
T. M. York	29	Austell Building, "	不動産業
Aaron Keith	26		
L. R. Andrew	17	Riverside, Floyd 郡	練瓦積み工
E. B. Barrows	26	95 Whitehall terrace, A	鉄道労働者
Herbert Jeffares	19	100 Oliver St, "	製靴工
Cecil E. Webb	16	51 Whitehall terrace, "	製パン職工見習い
D. F. Meadows	22	12 Pearce St, "	練瓦積み工
Jess Smith	20	?	?
R. R. Mitchell	19	59 McDaniel St, A	"
Claude Williams	21	" "	塗装工
Walter Fleischer	22	Howell Mill Road, "	"
H. L. Gibson	20	216 McPherson Ave, "	?
James Sturgus	19	Bolton, "	"
F. Lee	32	?	"
E. G. Smith	21	10 Evans drive, A	機関車火夫
T. W. Wynn	28	East Point, "	製肉工
W. A. Ragsdale	22	" "	労働者
E. K. Dahlman	27	88 South McDaniel St, "	酪農業
T. R. Benton*	43	Marietta, Cobb 郡	農業
T. R. Bagwell	34	285 West Fair St, A	?
George Cagle	23	Capitol View "	"
D. R. Miller	27	103 Ponce de Leon Place, "	大工

Atlanta *Journal*, June. 27, 1915. pp. 1. 3; *Ibid.*, June. 29, 1915. p.1; *Ibid.*, June. 30, 1915. p. 1; Atlanta *Constitution*, June. 27, 1915. p.1 より作成。
表中の住所欄中のA印は Atlanta の略号, *印は Mary Phagan の叔父である。

4表 6月21日夜の暴動で市警に逮捕された34名の暴徒の社会的背景

氏名	年齢	職業
J. A. Bozman	32	アトランタ市警警官
K. W. Bruce	21	行商人
I. C. Daggart	67	大工
G. W. Crumley	45	"
T. J. Thomason	26	労働者
C. S. Scoggins	22	行商人
M. C. Langley	29	床屋職人
G. C. Harris	22	機関車火夫
Earl Brooks	?	労働者
E. V. Gailey	19	"
B. Harris	20	"
Philip Coursey	31	配管工
Edward Hardy	42	居酒屋使用人
W. H. Smith	26	鉄道線路切り換え手
W. M. Garner	28	鉄道保線工夫
J. L. Perkins	38	塗装工
P. V. Bennett	24	店員
John Bridewell	?	?
P. J. Woodliffe	"	"
T. C. Sparks	31	店員
W. C. Clayton	27	労働者
W. F. Poss	43	運転手
C. H. Banks	?	ビジネスマン
Horace Grant	50	不動産ブローカー
F. W. Garrett	44	大工
C. T. Hitchcock	34	農民
W. C. Hackabee	27	大工
Walter Smith	32	"
F. S. Brown	62	マネージャー
J. H. Marshall	30	農民
E. P. Whitley	37	塗装工
R. M. Burnett	26	経師職人
E. W. Naron	32	集金人
W. L. Wilmot	31	無職

"Reports of Anti-Frank Riots, News in Atlanta", New Orleans *Item*, June. 23, 1915. Georgia State Archives, Box #2088-01/03, Scrapbooks 1915, より作成。

以上の分析結果は当時の証言、書簡類からも裏付けられる。例えば当代一流の法学者 Louis Marshall が書き送った 1915 年 8 月 28 日付の書簡は A 市の白人労働者層に強い影響力を有する Atlanta Federation of Trade の機関誌 *Labor Journal* が、フランク減刑に強い反対を唱えていた事、そして何よりも A 市の白人労働者層（その殆ど全てはネイティブ）自体が強い反ユダヤ感情を有していた事を指摘している。⁽¹⁸⁾

また A 市で最大の部数を誇る週刊紙 *Southern Ruralist* の記者の証言は、当時、帰宅途中の白人工場労働者層で賑わう市街電車の中で、「もし法廷が呪われたユダヤ人を絞首しないのなら、俺達がやる迄だ。」と彼等が意気込む光景が頻繁に見られた事を伝えている。⁽¹⁹⁾

A 市では南部バプテスト派教会とその信徒団が、反ユダヤ勢力の重要な一翼を担っていた事が確認される。この背景の一端として同派の強い宗教的ファンダメンタリズムが指摘されよう。ジョージア州白人会衆人口全体の 67% を占める同派は保守的、排他的な宗教思想の中心勢力を形成していた。同派の聖職者の多くは、古来より、その信徒団に対してユダヤ人は「キリスト殺し」であると教え、ユダヤ人への憎悪を育み続けて来た。同派の某説教師はフランク裁判の期間中に、法廷の近くに露営し、毎日、「このユダヤ人はサタンのシナゴークだ。」と言う呪いの言葉をフランクに浴びせかけ、群衆のユダヤ人憎悪を煽っていた。⁽²⁰⁾ 今ひとつの背景としては、A 市内の同派が、ユダヤ人攻撃の推進主体となったネイティブ白人労働者層を主要な信徒層としていた点が指摘出来よう。例えば、事件の真相を調査する内、フランクの無罪を確信し、1914 年には A 市内の同派の聖職者として唯一人、フランク再審支持を説教壇上から自会衆に呼びかけた某牧師の教会からは、僅か一日にして、主に工場労働者からなる数百人の白人会衆が脱退している。同牧師の「背信」に激昂した彼等は、同牧師の家を焼打し、二度にわたり彼を狙撃している。⁽²¹⁾

次に A 市以外の地域の動向を検討しよう。

Cobb 郡 Marietta は Mary Phagan の生地、彼女の親族団の現住地であった事からも、ユダヤ人攻撃は顕著な展開を示した。⁽²²⁾ ワトソンが *Jeffersonian* 紙上で唱導したユダヤ人商店に対するボイコット運動を最初に実践したのは同地の自警団員達であった。彼等は同地のユダヤ人商店の前に立開り、「汝の衣服をアメリカ人から買え、汝の金を（ユダヤ人商人に）与えれば、それはユダヤ

人の色魔を救う事になる。」という文面のカードを通行人に配布した。このボイコット運動は彼等の手により Cobb 郡全体に拡大していった。⁽²⁵⁾ 1915年6月後半からは Marietta の自警団員達はユダヤ人所有の商店の戸口に、次の如き脅迫状を貼り始めた。「通告、汝は6月29日の夜迄に商売を止めねばならぬ……我々は上述の日限迄に全ユダヤ人を Marietta から除去する予定である。」⁽²⁶⁾ 6月21日以後のA市のユダヤ人攻撃において、約200人の暴徒が Cobb 郡から参加する等、同郡は暴徒供給源としての機能も果たした。暴徒の中でも特に突出した役割を担う Mary Phagan 騎士団は6月26日、Marietta にある Mary Phagan の墓前で、彼女の復讐を果す事を誓う150人の白人男子により結成された。⁽²⁸⁾ この時、同騎士団は獄中にあるフランクの拉致とリンチを実行する25人のリンチ団を自からの中より選抜した。⁽²⁹⁾ この25人の内訳は2人のA市在住者を除き、全員が Marietta の住民であった。⁽³⁰⁾

次に Cobb 郡以外の Upper Piedmont 地帯では Cherokee 郡の中心、Canton において、6月22日、白人住民達が同地に居住する全ユダヤ人に対して立ち退きを求める最後通牒を発した。⁽³¹⁾ 8月16日には最後迄、立ち退きを拒絶し続けたユダヤ人呉服商 Joseph Cohen の店舗を暴徒が包囲し、彼を町から追放した。⁽³²⁾ Stephens 郡 Toccoa では8月17日、同地の白人暴徒が商談中のユダヤ人行商人 Harry Rose を襲い、彼がユダヤ人であるという理由で絞首しようとした。彼の旧友である同地のシェリフの必死の説得がなければ、暴徒は彼を殺害しかねない状態にあった。⁽³³⁾ Clayton 郡では相当数の白人郡民がA市内のユダヤ人攻撃に参加した。同郡北部には多数の武装暴徒が露営を続け、フランク殺害の機会を狙っていた。⁽³⁴⁾

ブラックベルトの北半に位置する所謂 Lower Piedmont 地帯の中では Clark 郡においてのみユダヤ人攻撃の展開が確認される。同郡ではユダヤ人商人に対するボイコットが行なわれた。⁽³⁵⁾

州最北部の所謂山岳地帯においてはユダヤ人攻撃の発生を示す史料を確認する事が出来なかった。唯、Catoosa 郡 Ringgold においてのみ、フランク減刑反対デモが確認されるにすぎない。⁽³⁶⁾ 瀑布線以南のジョージア州南半分においては、ユダヤ人攻撃はおろか、フランク減刑反対デモの発生を示す史料さえ確認する事は出来なかった。

以上の検討から、ユダヤ人攻撃が顕在化した地域が、A市を中心とする所謂

Upper Piedmont 地帯に略限定されていた事が判る。かかる地域的偏在を生み出した背景を解明する為には、何よりも、ユダヤ人攻撃が顕在化した全地域における攻撃の推進主体の社会的基盤を包括的に把握していなければならない。しかし、現段階において、A市以外の地域におけるそれを確認して行く事は史料的に困難である為、この点についての解明は今後の課題として留保したい。

(注)

- (1) ジョージア州憲法修正条項によれば、第一審の死刑判決に対する再審は第一審の訴訟手続に誤りがあった事を立証し得た場合においてのみ認められていた。弁護団側はついにそれを立証出来なかったのである。
- (2) L. Dinnerstein, *Leo Frank*, pp. 114. 116.
- (3) 州内の減刑請願署名者（フランク支持者に相当する。）は主に都市中産商工業者、専門職、ホワイトカラーから成り、地域的には瀑布線以南の主要都市に多い。就中、Savannahでは約2,000人が署名した。宗派的にはカトリック、ユダヤ教徒、所謂リベラルプロテスタントに属するエписコパル派の占める比率が高い。Augusta *Chronicle*, Sept. 14, 1915. p. 9; *Ibid.*, Sept. 19, 1915. p. 3; Georgia Letters and Petitions for Commutation of Sentence of Leo M. Frank to Life Imprisonment. TS. Georgia State Archives (以下GSAと略記), Box #35; Prison Commission Application for Clemency. TS. GSA, Box #2094-05; A C, May. 30, 1915. p. 3. 1916年度にジョージア州人口の0.54%を占めるカトリック（その大半はアイルランド系）は宗教的少数派として、ネイティブ白人の偏見に晒されていた為、他の白人よりも、ユダヤ人一般とフランク個人に対して同情を表明し得る位置にあった。この状況は北部大都市と比べ、対照的である。Cf. W. Holmes, "Anti-Catholicism in Georgia during the Progressive Era", in J. H. Shofner ed., *Ethnic Minorities in Gulf Coast Society*, Pensacola, 1979, pp. 33-35.
- (4) ワトソンはSlatonに密使を送り、もしフランクを死刑にすれば、終生の盟友となり、Slatonの連邦上院議員選出を極力応援するとの条件を提示した。Augusta *Chronicle*, Sept. 19, 1915. p. 3.
- (5) A. G. Powell, *I Can Go Home Again*, Chapelhill, 1943, pp. 291f; L. Dinnerstein, "Leo Frank and the American Jewish Community", in J. R. Marcus ed., *Critical Studies in American Jewish History*, Vol. 3, N. Y., 1971, pp. 34 ff; *News: Hebrew Union College*, July, 1963, p. 2. 既存の政治党派に所属しないSlatonは、1906年以後、顕在化する州政におけるFactionalismの弊害緩和を望む州民の支持のもとに知事に選出された。S. Konter, "The Public Career of John M. Slaton, 1896-1915", M. A. Thesis, Univ of Georgia., 1978, pp. 24. 114. 彼はフランクを減刑助命した事により、州民の

怨嗟的となり、第一次大戦後迄、州外亡命を余儀なくされる。Cf. *New Orleans Times Pdayune*, June. 27, 1915. p. 1; J. P. Roche, *Quest for the Dream*, N. Y., 1963, p. 90.

- (6) *New Orleans American*, June. 23, 1915. p. 1.
- (7) A. Shankman, "Atlanta Jewry 1900-30", *American Jewish Archives*, Vol. 30, 1973, p. 150; Cf. *Southern Israelite : Weekly News Paper*, Vol. 58, No. 11, March. 12, 1982, p. 3.
- (8) *Anti-Defamation League Daily News Bulletin*, Dec. 27, 1983. p. 4; *N Y Times*, Dec. 13, 1983. p. 22A.
- (9) Stop! and think! TS. AJA, Box #2825; *New Orleans American*, June. 24, 1915.
- (10) J. O. Rothschild, *As But A Day : The First Hundred Years, 1867-1967*, Atlanta, 1967, p. 71.
- (11) H. Golden, *Lynching*, p. 224.
- (12) *New Orleans American*, June. 23, 1915. p. 1.
- (13) A C, July. 24, 1915; A G, July. 24, 1915.
- (14) A C, Aug. 26, 1915. p. 5. ユダヤ人攻撃は子供等の世界をも汚染していた。当時、小学生であったA市のユダヤ人 H. Marcus は非ユダヤ白人の学童達から度かさなる暴行を受け、1915年6月頃、転住を余儀なくされている。彼はこの体験を次の如く回想した。「子供達は極めて反ユダヤ主義的であり……それは疑いもなく彼等の両親に嫉けられたものであった。……その程度は狂暴と言える程のものであった。」*Southern Israelite : Weekly News Paper*, Vol. 58, No. 11, March. 12, 1983. p. 20.
- (15) 州知事 Slaton が下したフランク減刑命令に激昂した総数約5,000人の白人暴徒(大半はA市住民)は攻撃目標たるユダヤ人集住地区にユダヤ人の姿を見い出す事が出来なかった為、「ユダヤ人の王」と彼等が見做した Slaton を殺害する為に、6月21日夜、A市北郊の知事邸に押し寄せた。この時、暴徒の一部は知事邸の周囲に哨兵線をしいた州兵一個大隊と衝突し、26名の逮捕者を出した。*New York Herald*, June. 28, 1915. p. 18; "Courageous Governor", *Outlook*, Vol. 110, June. 30, 1915. p. 493; Cf. David Marx Minute Books 1915, MS., AJA, Box #1293, David Marx Papers.
- (16) A J, June. 27, 1915. pp. 1. 3; A J, June. 29, 1915. p. 1. 3表, 4表中の姓名から Ethnic Background を判別する作業に際しては North Carolina 大学大学院生 Cliff Kuhn 氏の御教示を得た。
- (17) "Reports of Anti-Frank Riots", *New Orleans Item*, June. 23, 1915. 4表中最上段の Bozman はワトソンの輩下として暴徒を煽動する立場にあり、一般的な暴徒構成員とは言えない。A C, June. 22, 1915. p. 2.
- (18) Cf. Louis Marshall to Meyer London, May. 28, 1915. TS. AJA, Box # 1584. Paper No. 872.
- (19) *Southern Ruralist*, March. 15, 1914. p. 21.
- (20) Cf. A C, June. 6, 1915. p. 5; *New York Herald*, Aug. 24, 1915. p. 15.

- (21) L. Dinnerstein, "A Dreyfus Affair", p. 85; Cf. *Religious Bodies, 1916, Part. 1. Summary and General Tables*, Washington, 1919, pp. 250-253.
- (22) H. Golden, *Our Southern Landsman*, N. Y., 1974, pp. 82f.
- (23) L. O. Bricker, "A Great American Tragedy", *Shane Quarterly*, Vol. 4, Apr. 1943, pp. 92f.
- (24) Cf. Typewritten transcript of the hearing before Gov. J. M. Slaton re-commutation of the death sentence of Leo Frank, June. 12-16, 1915. pp. 41-43, R. W. Woodruff Library, Emory Univ, Special Collection, Atlanta Miscellany, Box #572.
- (25) A C, March. 2, 1978; New Orleans *American*, June. 24, 1915.
- (26) To the Citizens of Marietta, June. 23, 1915. TS. GSA, Box #46, John M. Slaton Papers.
- (27) A C, June. 22, 1915. p. 2; Cf. N. E. Harris, *Autobiography*, Macon, 1925, pp. 359f.
- (28) E. H. Johnson, "The Frank Case", M. A. Thesis, Florida State Univ., 1966, p. 101; C & L. Samuels, *Night Fell on Georgia*, N. Y., 1956, p. 207; S. Keyes, "Little Mary Phagan: A Native American Ballad", *Journal of Country Music*, Vol. 3, 1973, p. 9; N Y Times, June. 26, 1915. p. 4. Mary Phagan 騎士団はフランクに対するリンチの僅か2ヶ月後にA市郊外で創設される第二次クランを生み出す母体となる。即ち、第二次クランの初代最高指導者 William Joseph Simmons 以下、創設時のクラン団員33人の内、15人迄が同騎士団の団員であった。Y. Hilewitz, op. cit., p. 6; S. J. Whitfield, op. cit., p. 87; Cf. C. O. Jackson, "William J. Simmons", *GHQ*, Vol. 50, 1966, pp. 352f.
- (29) 彼等は1915年8月16日夜、Milledgeville の刑務所を襲い、フランクを拉致し、翌朝、Mary Phagan の墓の近くで彼を絞首した。具体的なリンチの経緯に関しては別稿で取り扱う予定である。
- (30) New York *Herald*, Aug. 20, 1915. p. 20; Cf. J. E. Smith to Mrs Leo M. Frank, Aug. 17, 1915. p. 1. TS. AJA, Box #557.
- (31) New Orleans *American*, June. 23, 1915. p. 1.
- (32) H. Golden, *Little Girl*, p. 300. この頃、Canton の某銀行家が知事に宛てた書簡は、同地白人住民の約9割迄がフランクの絞首を望んでいた事を伝えている。F. M. Reeves to John M. Slaton, June. 4, 1915. TS. GSA, Box #45; A C, June. 22, 1915. p. 2.
- (33) N Y Times, Aug. 19, 1915. p. 3.
- (34) N. E. Harris, op. cit., pp. 359f. Upper Piedmont 地帯において、フランク減刑反対示威デモの発生を確認出来た地域は Clayton 郡 Jonesboro, Fulton 郡 Hapeville, Gwinnett 郡 Woodstock である。N Y Times, June. 26, 1915. p. 4; A C, June. 22, 1915. p. 1. また Gwinnett 郡, Hall 郡, Pickens 郡, Paulding 郡では減刑反対の世論が支配的であった事が確認される。A C, May. 30, 1915; Gainesville (Ga) *Herald*, June. 10, 1915; Typewritten trans-

ript of the hearing before Gov. J. M. Slaton recommitment of the death sentence of Leo Frank, June 12—16, 1915. p. 59.

(35) Cf. S. Hertzberg, *Strangers within the Gate City : Jews of Atlanta 1845—1915*, Philadelphia, 1978, p.210.

(36) *N Y Times*, June. 23, 1915. p. 22.

IV ユダヤ人攻撃の原因考察

本節では前節でその姿が明らかとなったA市におけるユダヤ人攻撃の担い手達を行動に狩り立てた諸要因の中から、現段階において抽出可能な三つの要因を提示し、個別具体的に検討を進める。尚、この三つの内、何れが本質規定的な要因であるのか、この三つが、如何なる形で相互に関連し合っているのか、という問題は今後の課題に属するものである。

前節での検討の結果、⁽¹⁾ジョージア州内の主要都市の中で、A市だけにユダヤ人攻撃が発生展開した事が確認された。次にA市と他の主要都市との状況を比較する事により、A市におけるユダヤ人攻撃顕在化の一要因を探ってみたい。同州内の瀑布線上の都市、Augusta, Columbus, Maconは何れも1820年代以前に都市創設の起源を有し、既に旧南部期において豊富な水力を利用した綿工業を中心とする産業化が始動していた。また大西洋岸の都市Savannah(1733年創設)は商工業の中心として州内で最も早くから都市化、産業化が始動していた。以上四つの主要都市と比較して、A市における都市化、産業化の進展状況を示す指標として、人口と工業生産高の推移に注目する事が最も肝要であろう。5表は1850—1920年の間における上記5都市の人口増加倍率を示すが、A市の数値72.90倍は比類無いものであった事が判る。また6表は1860—1914年の上記五都市の工業生産高の増加倍率を示すが、A市の数値99.63倍は他を完全に凌駕している。

以上の検討から、1845年に人口約100人の小集落到すぎなかったA市では州内の他の主要都市と異なり、極めて急激な都市化、産業化が、その後進展して行った事が判る。それ故、A市では都市化、産業化の諸矛盾が州内で最も突出的に顕在化し、「都市化、産業化に対する敵意」が州内主要都市の中で最も強く醸成されていったと推測される。そして、この敵意を自らの心底に育んでいった社会集団とはA市におけるユダヤ人攻撃の推進主体となった農民的出自を残したネイティブ白人労働者層に他ならなかった。彼等の大半は白人小農民経営が

5表 ジョージア州内の主要都市における人口増加 (1850年—1920年)

	1850年	1860年	1870年	1880年	1890年	1900年	1920年	1850—1920年 の間における 人口増加倍率
Atlanta	2,752	9,554	21,789	37,409	65,533	89,872	200,616	72.90
Savannah	15,312	22,292	28,235	30,709	43,189	54,244	83,352	5.44
Macon	5,726	8,247	10,810	12,749	22,746	23,272	52,995	9.26
Augusta	10,217	12,493	15,389	21,891	33,300	39,441	52,548	5.14
Columbus	—	—	—	10,123	17,303	17,614	31,125	—

14th Census of the United States 1920, Population, Vol. 1, Washington, 1921, pp. 191-194; *11th Census of the United States 1890, Population*, Part. 1, Washington, 1892, pp. 442-450;

Department of the Interior Census Office, *Report on the Social Statistics of Cities*, Part. 2, Washington, 1887, pp. 157-173. より作成

6表 ジョージア州内の主要都市における工業生産高 (1860年—1914年)

		単位ドル				1860— 1914年の 間における 工業生 産高増加 倍率
左記都市 を含む郡	1860年	1880年	1900年	1914年		
Atlanta (Fulton)	(414,336)	4,861,727	16,707,027	41,278,927	99.63	
Savannah (Chatam)	(1,917,357)	3,396,297	6,461,816	6,709,498	3.50	
Macon (Bibb)	(1,003,824)	—	6,495,767	18,867,439	18.80	
Augusta (Richmond)	(1,362,642)	3,139,029	10,041,900	12,138,224	8.90	
Columbus (Muscogee)	(1,409,711)	—	6,031,699	10,619,358	7.53	

8th Census of the United States 1860, Manufacturers, Washington, 1865, pp. 80f; *12th Census of the United States 1900, Manufacturers*, Part. 2, Washington, 1902, pp. 134f; *Census of Manufactures 1914*, Vol. 1, Washington, 1918, p. 270. より作成。

尚, 1860年の数値は当該都市を含む郡全体の数値である。

旧南部期より支配的であった Upper Piedmont 地帯より、比較的最近、A市に流入した没落せる小農、借地農であった。⁽³⁾ 彼等は自らの出身地たる農村の生活様式と生活理想に強い郷愁を抱いていた。同時に彼等は職場での労働と都市生活を支配する新たなメカニズムに充分適応出来ず、都市化、産業化の目まぐるしい進展に直面して強い不安と不満を募らせていた。⁽⁴⁾ 特に閉鎖的な農村社会で生まれ育った彼等が、自らを否応無く巻き込んで行く未知なる社会変化に対して示した初発の反動は殊更激しいものであった。⁽⁵⁾ 都市化、産業化がもたらした新たな価値観と自らが愛惜してやまない伝統的価値観との間の激しい葛藤の只中に置かれた彼等は強度のフラストレーションを抱いていた。⁽⁶⁾ Mary Phagan 殺害事件を契機に、彼等がかかるフラストレーションの捌け口として、フランク個人に対する攻撃を選択していったのは、フランクの経歴と彼がA市で占めた社会的地位が、産業化を全ての側面において体現するものであったからである。⁽⁷⁾ 更に、彼等が産業化に対して抱いた敵意をユダヤ人一般に対する憎悪に転化せしめた背景としては、本事件発生当時のA市におけるユダヤ人一般の社会的生態が、多くのネイティブ白人労働者層をして、ユダヤ人を産業化のエスニックシンボルと思わせる拾好の要素を備えていた事が想起されよう。即ち、A市ユダヤ人全般の経済的上昇率、⁽⁸⁾ 商工企業主としての集中度はネイティブ白人の水準を遥かに凌駕するものであった。例えば、1907年時に、A市における第一級の商工企業主が、その選出対象となるA市商工会議所の常任委員60人中7人を、当時、市人口の2.3%にすぎぬユダヤ人が占めていた。⁽⁹⁾ また1896年の時点においてさえ、A市のドイツ系ユダヤ人就業者の四分の一迄が工場主、卸売商店主に上昇していた。⁽¹⁰⁾ 彼等より一世代後に来住し、貧しい行商人としてA市での生活を開始した東欧系ユダヤ人ですら、1896—1911年の間に、500ドル以上の財産所有者の割合は全体の10%から65%に増大し、⁽¹¹⁾ フランク事件発生時には彼等の相当な部分が小売商店主層に上昇していった。⁽¹²⁾

かかるユダヤ人の「成功の能力」は社会の低辺に滞留し続けるネイティブ白人労働者層をして、ユダヤ人一般に対する強い嫉視を抱かしめ、ユダヤ人を都市化、産業化の時代に出現した破壊的価値を体現する無気味な存在と見做す背景を生み出していったと考えられる。⁽¹²⁾

第二の要因を次に検討しよう。A市における都市化、産業化の進展は労働者層に所属する多くの婦人達を労働市場へと狩り立てて行った。南部白人社会の

伝統的規範において、白人女性は家庭を守るべき存在であり、「南部の美と純粋性」を体現する存在として崇拜、保護すべきものと考えられて来た。それ故、A市のネイティブ白人労働者層は婦人の労働市場への進出を南部白人社会の名誉、家族の紐帯、家長の威信を失墜せしめる由々しき事態と見做す傾向にあった。⁽¹³⁾一層重要な事は職場のシステムが妻娘達に、他の男性との接触を強いている事から、彼女等が他の男性と性的関係を持つやもしれぬ、就中、彼女等の上司が、その立場を利用して性的関係を強要するやもしれぬという強い「性的恐怖」が多くのA市ネイティブ白人労働者層男性の心底にうっ積されていった状況である。⁽¹⁴⁾Mary Phagan 殺害事件を契機として、彼等の心底の中で、かかる「性的恐怖」とフランクを結びつけ、「フランクは職権を利用して女工に性的関係を強要する好色実業家の権化である。」という否定的ステレオタイプを醸成せしめた背景には何よりもフランク自身が100人を超す若年のネイティブ白人女工を意のままに働しうる婦人労働力の雇傭者の地位にあった事が想起されよう。かかる自然発生的なステレオタイプをフランク裁判の過程において意図的な手段を用いて蔓延させていった人物は首席検事の H. M. Dorsey であった。彼は National Pencil Company の元従業員達を強要して「フランクが幾度となく、工場内で若い女工達に淫らな行為を行なおうとした。」という類いの偽証を法廷において行なわせていった。⁽¹⁵⁾Dorsey によるフランク個人に対する告発は、ワトソンのキャンペーンの中ではユダヤ人実業家一般に対する告発として拡大転化されていった。例えば1915年1月の *Watson's Magazine* は次の如く述べる。「フランクは非ユダヤ白人少女工員の尻を追い回す若いユダヤ人実業家の典型であった。全ての社会学者は白人女性に対する黒人男性の性欲よりも、非ユダヤ白人女性に対するユダヤ人男性の性欲の方が一層激しいものである事を承知している。」⁽¹⁶⁾ワトソンの支持基盤の主要な一部分をなすA市のネイティブ白人労働者層が、かかる告発を躊躇いなく我がものとなし、ユダヤ人実業家一般をして「好色実業家」のエスニックシンボルと見做させるに至ったメカニズムを現段階において解明して行く事は史料的に困難である。しかし、その背景の一端として、A市のユダヤ人実業家が所有する代表的企業が、当時、大量のネイティブ白人女性を雇傭していた状況が指摘できよう。⁽¹⁷⁾フランクに対するリンチの直後において、ユダヤ人実業家達はフランクの二の舞となる事を恐れて、夫々が雇傭していた多数のネイティブ白人の娘達を一斉に解雇したと *Bainbridge Post Se-*

⁽¹⁸⁾
arch—Light 紙は報じている。ユダヤ人実業家側の自衛策と言えるこの行動はネイティブ白人の婦人労働力を雇傭するユダヤ人実業家に対して向けられた上述の「性的恐怖」が広範且つ根深く蔓延していた事を如実に示す例証と言えるよう。

次に第三の要因を検討しよう。Mary Phagan が所属したA市の First Baptist Christian 教会の牧師、L. O. Bricker は1943年に旧友に書き送った書簡の中で、何故、A市のネイティブ白人達が Mary Phagan 殺害事件を契機としてユダヤ人一般に対して激しい憎悪を向けていったのかという問題に関して、同事件発生当初、反フランクの立場に身を置いた自己の心境を掘り起こす事により、A市ネイティブ白人の歪んだ心性の一端を解明している。⁽¹⁹⁾ 即ち、Mary Phagan の死体発見直後において、殺害犯人が、死体の第一発見者で黒人夜警の Newt Lee であると知らされた時、彼は「穢れを知らぬ、この白人少女の生命の代価としては、僅か一人の黒人の生命は釣り合わぬ代償であるとの大きな不満を感じた。」⁽²⁰⁾ のであった。因みに1889—1928年のジョージア州においては合衆国のいづれの州よりもリンチが多発し、その犠牲者の多くは黒人であった。⁽²¹⁾ また J. E. Cutler の統計によれば、1882—1903年の同州では241人の黒人がリンチ殺害されている。⁽²²⁾ この数は州別で第二位に相当するものであった。この様に、長年に及ぶ黒人攻撃に慣れきってしまったA市のネイティブ白人にとり、“Subhuman” にすぎぬ、僅か一人の黒人の生命を奪う事では、自分達の同胞の「評判の良い、美しい処女」の強姦殺害事件に対する激しい怒りを鎮める事は不可能であったと H. Golden は指摘する。⁽²³⁾ 同様に W. Cameron も南部社会の「不可触賤民」たる黒人を犯人として絞首する事は余りに有り触れた処置であり、⁽²⁴⁾ A市ネイティブ白人の激しい怒りを鎮めるに足るものではなかったと述べる。果して彼等が指摘する如く、A市ネイティブ白人達は黒人以外の自分達とは異質な存在に「復讐」を加える事を希求していたと思われる。⁽²⁵⁾ 以下に掲げる件んの牧師 Bricker による Mary Phagan 殺害直後の心境告白は、かかる心理的欲求の存在を裏付けるものである。「しかし、警察が北部から来たユダヤ人を逮捕した時、ユダヤ人に対する生まれつきの偏見は満足を与えられた。彼（フランク）は（Mary Phagan 殺害の）犯罪を償なうに足る犠牲となるであろう。」⁽²⁶⁾ またA市在住のユダヤ人 H. Binder が Mary Phagan 殺害直後に偶然立聞いたA市警幹部達による以下の会話の内容からも、上述の心理的欲求がA市に遍在して

いたであろう事が推測出来る。即ち、「(Mary Phagan 殺害の犯人として)黒人を有罪にしても大衆の支持を得られないであろう。何故なら、我々はいつでもそれを行なってきたからである。しかし、もし我々があのユダヤ人を有罪に出来れば、大衆の支持を得られよう。」⁽²⁷⁾

それではネイティブ白人達は、当時のA市に居住する幾つかの移民集団の中から、何故、ユダヤ人のみを「黒人に代わるスケープゴート」として選り抜いていったのであろうか。

現段階において、この問題に対する充分な解答を提示する事は容易ではない。しかし、その手掛りの一端として、A市ユダヤ人の社会的生態に注目する事は可能であろう。1910年時のA市において、ユダヤ人口は市人口全体の2.3%にすぎなかった。しかし、同時に、ユダヤ人移民はA市に居住する全外国出身者の三分の一を占め、数的に最大の移民集団を形成していた。⁽²⁸⁾ また対象を非プロテスタント系、非北西欧系の所謂「被差別移民集団」のみに限定すれば、ユダヤ人移民の占める割合は、7表から判る様に、他の移民集団の合計を完全に凌駕するものとなる。ユダヤ人移民は質的にも、最も際立った「異邦人的性格」をA市において発現していた。即ち、当時、A市ユダヤ人口の6割強を占めた東欧系ユダヤ人移民一世、二世の強度の非同化志向は、⁽³⁰⁾ 彼等を視覚的に最も人目を引く移民集団とさせていった。コミュニティー内部の同質性、「人種的民族の純

7表 1920年のアトランタ市に居住する被差別移民集団の人口⁽²⁹⁾

東欧系ユダヤ人	1,249
ギリシア正教徒	434
アイルランド系カトリック	208
シリア人	103
イタリア人(カトリック)	98
スペイン人(カトリック)	19

14th Census of the United States 1920, Population, Vol. 3, Washington, 1922, p. 225; S. Sutker, "Jews of Atlanta: their Social Structure and Leadership Pattern", Ph. D. Dissertation, North Carolina Univ., 1950, p. 33; A. W. Ellis, "The Greek Community in Atlanta, 1900—1923", *Georgia Historical Quarterly*, Vol. 58, 1974, pp. 401. 405. より作成。

尚、表中の人口は移民一世のみに限定する。

粹性」の維持を強く希求し続けるA市のネイティブ白人達は、かかる社会的生態を有するユダヤ人を、南部ネイティブ白人社会の伝統的文化を脅かす全ての外来勢力の化身として蛇蝎視し、恰好の攻撃目標として選択していったと考えられる。⁽³¹⁾

(注)

- (1) 1910年時に2万人以上の人口を有した Atlanta, Savannah, Macon, Augusta, Columbus を指す。
- (2) A市は1905年度に合衆国の388都市中、少年犯罪率第1位、死亡率第13位、1913年度の1人当りの年間生活必要経費は第2位である。しかも平均取得賃銀は北部のそれを大幅に下まわり、約5,000人の被救済貧民が存在した。G. J. Lankevich, *Atlanta : Chronological & Documentary History*, N. Y., 1978, p. 46 ; C. Kuhn, "Leo Frank Case decided by Lynch Mob", *Great Speckled Bird*, Vol. 8, Sept. 1975 ; L. Dinnerstein, "Atlanta in the Progressive Era", in L. Dinnerstein ed., *Jews in the South*, Baton Rouge, 1973, p. 175.
- (3) Cf. W. Cameron, op. cit., p. 16 ; L. Dinnerstein, *Leo Frank*, pp.VIII. 7 ; S. Hertzberg, *Strangers*, p. 139.
- (4) Cf. S. Hertzberg, "Jewish Community of Atlanta : from the Ends of the Civil War until the Eve of Frank Case", *AJHQ*, Vol. 62, 1973, p. 284.
- (5) Cf. L. Dinnerstein, *Leo Frank*, p. VII.
- (6) S. Hertzberg, "Community", p. 282 ; L. Dinnerstein, "Progressive", pp. 181. 185. 189.
- (7) Alton D. Jones to Leonard Dinnerstein, May. 21, 1964. TS. AJA, Box #2827.
- (8) S. Hertzberg, *Strangers*, pp. 152. 261f.
- (9) *Annual Reports of Officers Atlanta Chamber of Commerce*, Atlanta, 1907, pp. 48f.
- (10) S. Hertzberg, *Strangers*, p. 101.
- (11) S. Hertzberg, "Making It in Atlanta, Economic Mobility in a Southern Jewish Community, 1870—1911", *Yivo Annual of Jewish Social Science*, Vol. 17, 1975, p. 195.
- (12) Cf. S. Hertzberg, *Strangers*, p. 203.
- (13) L. Dinnerstein, "A Dreyfus Affair", p. 97.
- (14) Ibid., p. 97 ; S. Hertzberg, *Strangers*, p. 203.
- (15) Cf. *Leo M. Frank vs State of Georgia, In the Supreme Court of Georgia, Oct Term 1913*, pp. 86f. 100.
- (16) "The Leo Frank Case", *Watson's Magazine*, Vol. 20, No. 3, Jan. 1915, p. 143.

- (17) Cf. H. G. Baker, *Rich of Atlanta*, Atlanta, 1953, pp. 5-9. 28f. A市のドイツ系ユダヤ人所有の企業では非同化志向の顕著な東欧系ユダヤ人移民を雇傭から積極的に排斥しており、一般的にネイティブ白人を従業員として雇傭する傾向にあった。
- (18) Bainbridge (Ga) *Post Search-Light*, Aug. 26, 1915. GSA, Box #48, John M. Slaton Papers.
- (19) L. O. Bricker, op. cit., p. 89.
- (20) Ibid., p. 90.
- (21) B. A. Boxerman, "Edison Brothers, Shoe Merchants", *GHQ*, Vol. 57, 1973, p. 518. 他の殆どの州では黒人リンチのピークは1880-1900年であったが、ジョージア州では1900-1920年であった。J. Dittmer, *Black Georgia in the Progressive Era 1900-20*, Chicago, 1980, p. 131.
- (22) J. E. Cutler, *Lynch Law*, N J, 1969, p. 174.
- (23) H. Golden, *Lynching*, p. 39.
- (24) W. Cameron, op. cit., p. 136.
- (25) H. Golden, *Little Girl*, p. 39 ; Cf. E. Levy, "Is the Jew a White Man? - Press Reaction to the Leo Frank Case, 1913-15", *Phylon*, Vol. 35, 1974, p. 215.
- (26) L. O. Bricker, op. cit., p. 90.
- (27) L. Ianniello, "Trial by Prejudice", *Anti-Defamation League Bulletin*, March. 1963, p. 6.
- (28) C. J. Schiff, "How Jewish Newsman fought for Leo Frank", *Heritage*, March. 28, 1982 ; A. Shankman, op. cit., p. 154.
- (29) 7表からは、正確な人数を確認出来ないレバント系ユダヤ人移民(約100人)、東欧系非ユダヤ人移民を除外してある。尚、中国人(二世も含む)は1920年時のA市では34人が確認出来るにすぎない。T. Ganschow, "Augusta, Georgia, Chinese : 1865-1980", *West Georgia Studies in the Social Science*, Vol. 22, 1983, pp. 23. 38.
- (30) 例えば、当時の東欧系ユダヤ人は宗教上の戒律により顎鬚をそらず、黒い長外套と帽子を着用する者が多く、イデッシュ語を日常会話とした。Cf. N. M. Kaganoff, "An Orthodox Rabbinate in the South : Tobias Geffen", *American Jewish History*, Vol. 73, 1983, p. 61.
- (31) Cf. L. Dinnerstein, "Progressive", pp. 180f ; S. Hertzberg, *Strangers*, p. 84.

結びにかえて

本稿第Ⅲ節ではレオ・フランク事件期間中のA市において顕在化したユダヤ人攻撃の推進主体の社会的基盤を究明して来た。その結果、彼等が主に農民の出自を残したアングロサクソン系、スコッチ・アイリッシュ系のネイティブ白人労働者層から成り立っていた事が確認出来た。第Ⅳ節では彼等をユダヤ人攻撃に狩り立てていった要因として「産業化の進展の中で顕著な経済的上昇を遂げるユダヤ人に対するネイティブ白人労働者層の嫉み」、「ネイティブ白人の婦人労働力を雇傭するユダヤ人実業家に対して、彼女等の夫、父達が抱く性的恐怖」、「黒人に代わる新たなスケープゴートを求めるネイティブ白人の心理的欲求」を指摘する事が出来た。この内、前二者は同時代の合衆国内の他のセクションにおいても生起しうる一般的要因と考えられる。一方、第三のそれは特殊アトランタ的なユダヤ人攻撃の要因と思われる。尚、以上の三つは全て心理的な要因であり、同時代の北部大都市におけるが如き現実的な経済利害をめぐる競合関係の中から生起した要因を当時のA市において史料的に確認する事は出来なかった。

その理由は何よりも、A市に来住したユダヤ人移民の大半が、既存の労働市場に進出する事なく、自営の商工業に集中した為、彼等と非ユダヤ人労働者層との間に雇傭をめぐる現実的な競合関係が発生しなかった為と推測される。

また当時、A市のユダヤ人小売商人層の中核部分を形成した東欧系ユダヤ人移民商人層の主要な雇客層が黒人であった事は、ユダヤ人小売商人層が「搾取者」としてネイティブ白人労働者層の怨嗟の的となる状況の現出を回避せしめた。一方、黒人雇客達は原理的には東欧系ユダヤ人移民商人層の「主要な搾取の源泉」の位置にあったが、既存のネイティブ白人小売商人層から“Subhuman”として差別され続けて来た彼等にとり、東欧系ユダヤ人移民商人層はA市において彼等を対等の人格として所遇してくれる唯一の白人集団であった事から、両者の関係は基本的に友好的なものであった。この時期のA市にあっては黒人雇客によるユダヤ人商人層に対する攻撃を惹起せしめるが如き社会経済的要因を見出す事は困難な事であった。